

浜田市職員の給与の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 25 日

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市規則第 8 号

## 浜田市職員の給与の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則

浜田市職員の給与の支給に関する条例施行規則（平成 17 年浜田市規則第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 3 項第 2 号中「以上」の次に「(満 18 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者にあつては、年額 150 万円以上)」を加える。

第 56 条第 1 項第 1 号ア中「100 分の 317.5 以下」を「100 分の 318.75 以下」に改め、同項第 2 号ア中「100 分の 98.75 以上 100 分の 273.75 以下」を「100 分の 88.75 以上 100 分の 266.25 以下」に改め、同号イ中「100 分の 86.25 以上 100 分の 88.75 以下」を「100 分の 76.25 以上 100 分の 78.75 以下」に改め、同号ウ中「100 分の 82.25 以下」を「100 分の 72.25 以下」に改める。

別表第 2 5 級地の項中「5 級地」を「4 級地」に改める。

### 附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。